＜令和4年7月1日～＞

秋田県経営安定資金【原油・原材料等価格高騰対策枠】

対　象　者	原則として、次の要件を満たす中小企業者。 ①県内において1年以上事業を営んでいる。 ②製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める※2原油・原材料等の最近1か月間の仕入単価が前年同期と比較して20%以上上昇している※1にもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引き上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油・原材料等の仕入価格の割合を上回っているもの※3として、取扱金融機関の確認を受けた中小企業者。 ※要件1　（最近1か月の平均仕入単価／前年同期の平均仕入単価）×100-100　≧20% ※要件2　（売上現課に対応する原材料等仕入価格／最新の売上現課）×100　≧20% ※要件3　$\frac{\text{最近3か月間の原材料等の仕入価格}}{\text{最近3か月間の売上高}} - \frac{\text{前年同期の原材料等の仕入価格}}{\text{前年同期の売上高}} > 0$
融資限度額	4，000万円（新型コロナウイルス感染症対策枠とは別枠）
資金使途	運転及び設備資金
貸付期間	10年以内（据置2年以内）
金　　利	年1．35%
連帯保証人	原則として、法人は代表者のみ、個人事業主は不要です。
担　　保	必要に応じ徴求する

原油・原材料等価格高騰対策枠（通常分）

保証料率　　0．35～1．40%（お客様の財務内容に応じて決定されます。）
必要書類　保証協会所定の申込書類
　　経営安定資金（原油・原材料等価格高騰対策枠）要件確認書（様式経領－8）

原油・原材料等価格高騰対策枠（売上高等が前年等同期に比べて減少している場合）

保証料率　　0．2～1．15%
必要書類　保証協会所定の申込書類
　　経営安定資金（原油・原材料等価格高騰対策枠）要件確認書（様式経領－8）
　　※確認書にて売上高等が減少していることが確認できる場合が対象です。

原油・原材料等価格高騰対策枠（セーフティネット5号（ロ）利用※1の場合）

保証料率　　0．00%
必要書類　保証協会所定の申込書類
　　経営安定資金（原油・原材料等価格高騰対策枠）要件確認書（様式経領－8）
　　セーフティネット5号（ロ）認定書（各市町村長の認定を受ける必要があります）

※1 セーフティネット5号（ロ）（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）
全国的に業況の悪化している業種に属する中小企業者を支援するための措置で、次の要件を満たす中小企業者が対象です。
(ロ)指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上、上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないもの。
○指定業種につきましては、中小企業庁のホームページ＜https://www.chusho.meti.go.jp＞をご覧ください。
○対象となる中小企業者の方は、法人の場合は登記上の住所地又は事業実体のある事業所の所在地、個人の方は事業実体のある事業所の所在地の市町村の商工担当課等に認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。詳しくは各市町村にご確認ください。

秋田県信用保証協会